

第 4 4 号議案

亀岡市個人情報保護条例及び亀岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

亀岡市個人情報保護条例（平成12年亀岡市条例第37号）及び亀岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年亀岡市条例第29号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成29年2月27日提出

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市個人情報保護条例及び亀岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

（亀岡市個人情報保護条例の一部改正）

第1条 亀岡市個人情報保護条例（平成12年亀岡市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「第2項」の次に「（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）」を加える。

第19条中「同法第28条」を「同法第29条」に改める。

第24条第6項中「又は情報提供者」を「若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例

事務関係情報提供者」に改め、「第2項」の次に「（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）」を加える。

（亀岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正）

第2条 亀岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年亀岡市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第5条第1項中「法第19条第9号」を「法第19条第10号」に改める。

附 則

この条例は、平成29年5月30日から施行する。

亀岡市個人情報保護条例及び亀岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案要綱

- 1 個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律における行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定整備を図ること。
- 2 この条例は、平成29年5月30日から施行すること。